

1 議事日程(5日目)

[平成16年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成16年9月28日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 認定第1号 平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第2 認定第2号 平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第3 認定第3号 平成15年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第4 認定第4号 平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第5 認定第5号 平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第6 認定第6号 平成15年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第7 認定第7号 平成15年度太宰府市水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第8 認定第8号 平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について(決算特別委員会)
- 日程第9 議案第45号 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)
- 日程第10 議案第46号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第11 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第13 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第14 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について(各常任委員会)
- 日程第15 議案第54号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第16 議案第55号 平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第17 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経

済常任委員会)

- 日程第18 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第19 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願(建設経済常任委員会)
- 日程第20 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願(建設経済常任委員会)
- 日程第21 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書(総務文教常任委員会)
- 日程第22 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書(総務文教常任委員会)
- 日程第23 意見書第6号 義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書
- 日程第24 意見書第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書
- 日程第25 議員の派遣について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|---------|------|----------|------|
| 市長 | 佐藤善郎 | 助役 | 井上保廣 |
| 収入役 | 松島幹彦 | 教育長 | 關敏治 |
| 総務部長 | 平島鉄信 | 地域振興部長 | 石橋正直 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 古川泰博 |
| 建設部長 | 富田讓 | 上下水道部長 | 永田克人 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 花田勝彦 |
| 総務部次長 | 松田幸夫 | 地域振興部次長 | 三笠哲生 |
| 健康福祉部次長 | 村尾昭子 | 総務課長 | 松島健二 |

財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1から日程第8まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第8、認定第8号「平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第8までを一括議題とします。

日程第1から日程第8までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議の初日に市長の提案理由、各担当部長の概要説明を受けた後、9月17日及び21日の2日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部・課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料にもあわせ、各委員からの質問と、それに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審査をいたしました。

また、今回からは主要事務の事後評価も提出されたことから、あわせて審査の参考といたしました。

平成15年度は、7月19日の集中豪雨の災害復旧工事の多額の支出を要したことから、一般会計及び公営企業ともに大きな影響を受け、事業の見直しも一部生じたとの説明を受けました。

この決算審査に当たりまして、各委員及び執行部の皆様に対して、改めてお礼申し上げます。

各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、別途決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに追加審査資料も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計において事業の基盤となる歳入の確保については、各委員及び監査意見書でも指摘、危惧されておりますとおり、収納率が低下していること、機構改革で新設された特別収納課の機能を十分に発揮され、収納率向上に努められるよう特につけ加えておきます。

さらに、各委員からは、市民サービスを基本としたわかりやすい市政運営を望む意見が多く出されたことから、より積極的な情報開示に努めることについても、あわせて強く要望しております。

各会計の実質収支の状況についてただいまから報告いたします。

なお、金額については、公営企業会計以外は千円単位で行います。

まず、認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額223億7,921万3千円、歳出総額214億4,479万9千円で、歳入歳出の形式収支は9億3,441万4千円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき経費の財源5億2,795万3千円を差し引いた実質収支についても4億646万1千円の黒字となっております。

しかしながら、財政調整資金の積立金とその取り崩しを差し引きした実質単年度収支額は6億7,270万5千円の赤字となっております。

さらに、地方債の残高は年々増加しており、平成15年度末では242億2,035万5千円であり、前年度に比べ6.1%増加いたしております。

また、経常収支比率も93.8%であり、県内の類似団体と比較しても高く、財政健全化と言われる75%を大きく上回り、ますます財政の硬直化が懸念される極めて厳しい状況になっております。

これらのことから、執行部においては各種事業等の見直しも含め、財政健全化に向け、なお一層の努力をされることを強く要望いたします。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号「平成15年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額47億6,717万7千円、歳出総額46億8,400万7千円で、歳入歳出差し引き8,317万円の黒字決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年

度収支額、さらには国民健康保険給付費支払準備基金積立金を加えた実質単年度収支のいずれも赤字となっております。

また、歳入の基盤となります税金を見ますと、収入未済額は4億576万4千円で、前年度と比較して5.1%の増となっております。

国民健康保険事業は、長引く不況の影響から離職等を原因とする社会保険からの加入による保険者の増加などからも、今後国保会計の財政状況は極めて厳しくなることが予想されますので、これらの問題に適正に対処され、事業の健全な運営により一層の努力を努められるようにお願いします。

また、監査意見書にも指摘されていますとおり、税金の低下が見受けられることから、財政基盤の安定を図るために、税滞納整理の徹底及び徴収率の向上に職員各位の一層の努力をあわせてお願いをしておきます。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成15年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額55億1,488万6千円、歳出総額55億6,441万3千円で、歳入歳出差し引きで4,952万7千円の赤字となっております。また、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額についても同じく赤字となっております。

歳出の大半を占める医療諸費は55億1,458万円で、前年度と比較しますと1.2%の減となっております。

介護保険制度や高齢化に伴う対象者の増加など、老人保健特別会計は今後も厳しい状況が予測されることから、事業運営のさらなる健全化、受給対象者の適正な受診、健康づくりの意識の高揚への啓発や保健事業の推進になお一層の努力を図られるようお願いをいたしておきます。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成15年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額29億3,257万円、歳出総額29億3,257万円と、形式収支額は0円の決算となっておりますが、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は689万9千円の赤字となっております。

介護保険制度は、年々進む高齢化に伴う対象者の増加等により保険給付費が増大している状況であり、今後、各施設の待機問題を含め、円滑な運営並びに健全な財政運営に引き続き努力されるようお願いをします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第4号は認定すべきものと決定いた

しました。

次に、認定第5号「平成15年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」審査結果を報告します。

平成15年度の決算額は、歳入総額2,679万5千円、歳出総額2,581万9千円で、歳入歳出差し引き97万6千円の繰り越しとなっておりますが、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は82万1千円の赤字となっております。

収入未済額は8,107万7千円で、前年度比較して7.5%増加しております。そのうち貸付金の回収率は11.2%で、6ポイント下回っている状況であります。

質疑を終わり、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成15年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」審査結果を報告します。

本特別会計は平成15年度に新設されたもので、公共用に使用する目的の土地をあらかじめ取得することを目的とした事業であり、平成15年度の決算額は、歳入総額3億1,598万3千円、歳出総額3億1,598万3千円で、歳入歳出差し引き0円となっております。

歳入の主なものは用地事業債が99.9%であり、歳出は公有財産購入費が100%となっております。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成15年度太宰府市水道事業会計決算認定について」審査結果を報告します。

平成15年度の水道事業における経営成績は、総収益額10億6,733万9,912円、総費用額10億3,831万864円で、2,902万9,048円の純利益が計上されております。

経営状況の指数としての、流動比率、酸性試験比率、現金化比率についてもいずれも低下しているものの、資金繰り及び支払い能力は良好であるとの監査意見書が出されております。

また、長年の懸案であります「水の供給安定」については、鳴淵ダムからの給水が開始されたこと、海水淡水化事業から平成17年度に供給が開始される予定であることなどから、解消されることが予測されております。

しかしながら、近年の少雨傾向、原水の水質悪化に伴う対策の増加、排水設備の維持管理などから、厳しい状況は依然として続くと懸念されております。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成15年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」審査結果を報告します。

平成15年度の下水道事業における経営成績は、総収益額19億6,140万6,337円、総費用額16億

8,027万8,312円で、2億8,112万8,025円の純利益が計上されております。

経営状況の指針としての、流動比率、酸性試験比率、現金化比率から考察すると、下水道事業の資金繰り及び支払い能力は良好であるとの監査意見が出されております。

資本的収支の中での特徴的なものは、ペイオフ対策として2億円の国債購入による投資を行っていることであります。

市民の健康で快適な生活環境を守るためにも不可欠である下水道整備の役割から、一層の健全経営を願うものであります。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致、認定第8号は認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会に審査付託されました案件についての報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第1号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第3号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第4号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第5号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

認定第1号に対する討論はありますか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 認定第1号「平成15年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」は反対の立場から討論をいたします。

まず、同和対策事業費についてです。

市の財政状況が厳しいという中で聖域化されている同和対策事業ですが、平成15年度の総事業費が約4億8,500万円、そのうち一般財源から約2億7,700万円が支出されています。

その主なものは、地区道路整備事業で約2億2,900万円、運動団体補助金約1,820万円、扶助事業約826万円、減免措置約620万円、その他補助金約710万円となっていますが、地対財特法が失効した後も法的根拠を持たない支出を続けることは大きな問題です。特に毎年度指摘をしておりますが、一部の市民のみを対象にした、敬老年金扶助事業、5歳未満児医療費扶助事業、老人医療費扶助事業、自動車技能取得訓練費などの扶助事業は、公平性からいっても廃止をすべきです。

また、運動団体の補助金にしても、前年度と同額が支出をされていますが、これも他団体との整合性を図り、適正な額に減額をすべきだということを重ねて指摘をしてきました。一部、平成14年度と比較して縮小された事業もありますし、市が努力をされていることも十分わかりますけれども、やはり聖域化することなく、行政の主体性を持って今後見直しを進めていただくように強く要望をしておきます。

次に、ごみの中間処理委託についてです。

平成15年度から福岡市へのごみ中間処理委託が開始されました。当初の説明では、新たに焼却炉を建設するよりも、20年間で試算すると福岡市へ委託した方が約3億円ほど安く上がるという説明でしたけれども、現在福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会では、10年後をめどに新たに中間処理施設と最終処分場を共同して建設することが合意されていると聞きました。委託協議の段階で既に下打ち合わせができていたのではないかとこの疑いもありますが、いずれにしても、ごみ処理については、市町村が廃棄物の排出の抑制、適正な分別、収集運搬、再生処分まで一体的な責任を果たすことが法にも明記してありまして、区域内で処理をするという基本的原則があります。ですから、広域化の足がかりとなる、ごみ処理の委託に関しては認められません。

以上、述べましたように、歳出において認められない内容が一部含まれておりますことから、平成15年度の一般会計決算認定には反対をいたしまして、討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、決算特別委員会委員長として皆さんにご協力もいただきましたが、委員長として質疑をすることができませんでした。

ただいま同じ会派の山路議員が討論を行いました。再三にわたって私ども指摘しているように、やはりこの不況の中で、同和問題で固定資産税とか保育料の減免とか、それから同和住宅の減免をやはり早急に廃止すべきです。大変不況の中、私も先ほど委員長報告を行いました。本当にこの厳しい中に一部だけをそういう特権的なものやっているとすることは、まず改めるべきだということを委員会審査の中で感じました。

それと、雇用創生資金が全額、一部の同和地区の中に1,245万円が支出されています。市内の高齢者には1食しか給食サービスが行われてないのに、こういう雇用創生、国の補助金が

全額解放運動団体の関連の事業所に支出されて、その一部の地域だけ2食配食されてることに
ついて大変問題があるわけです。

それから、各委員から質疑がなされておりましたが、この予算書の中には当然必要なものも
ありますが、やはり見直すべき問題があります。それは市民プールの借地であります。このま
まいくと本当に大変な額になるわけであって、行政としてもこういう借地を10年以上も続け
て、土地の価格の3倍、4倍の金額を延々と支払う結果にもなりますし、またこれとあわせて
現在この庁舎の周辺の駐車場用地を借地しておりますが、やはり公有地を高層化するというか
立体化した駐車場にしていけば、こういう借地料が、毎年600万円の借地料、収入としては
200万円、差し引き400万円近くの駐車場のむだが解決できるんじゃないかというふうに考えて
おります。

今回たくさんの執行部の事務報告や事務評価、こういうまた私ども議員が資料要求いたしま
した内容、そして監査意見書を見ておまして、来年度やはり内部的な見直しを当然しなけれ
ばなりません。また、一方では行政改革の名によって様々な形で民間委託した結果、大変労働
条件の厳しい中で働いてることもありますし、民間委託によって効果が期待できているかとい
うと、またそれにも問題点も出てきております。

平成15年度の決算認定に当たりましては、本当に行政としてしなければならないこと、また
ある一定の評価もありますが、この一部の中に問題点を含んでおりますので、私の方として
も、この平成15年度決算認定は賛成できないということを討論で明らかにしておきます。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は
起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

認定 賛成17名、反対2名 午前10時26分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第2号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は
起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第 2 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 27 分

議長 (村山弘行議員) 次に、認定第 3 号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 3 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 27 分

議長 (村山弘行議員) 次に、認定第 4 号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 4 号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、認定第 4 号は認定されました。

認定 賛成 19 名、反対 0 名 午前 10 時 27 分

議長 (村山弘行議員) 次に、認定第 5 号に対する討論はありませんか。

19 番武藤哲志議員。

19 番 (武藤哲志議員) 住宅新築資金ですよ。決算の中で資料要求をいたしておきまして、先ほども私報告いたしましたが、この資料を見て、当然今事業を行っておりませんが、貸し付けの償還に入っておりますが、大変この償還関係で 500 万円を借りて、しかも 256 か月滞納をしてる。利息としても大変安い金額ですが、元金そのまま滞納してるとか、それから 1,000 万円を借りて 700 万円近くが滞納。本当に見ておきまして、1 億 7,780 万円、その中で滞納額が 8,107 万 6,963 円。本当にこういう状況の中で、何回も決算委員会のたびに指摘をしてるわけですが、当然保証人もおる、こういう状況の中で、同和地区の住宅新築資金の延滞問題については、やはり新聞でも報道されてるように、ぴしっと対応すべきです。こんな状況を続けるということは、その都度償還金が不足するたびに国、県の償還を市民の税金で対応せざるを得ない

ようになるわけですから、ぜひこういう問題については総力を挙げて解決することを要求しておきまして、賛成をいたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時30分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第6号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時30分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第7号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時31分

議長（村山弘行議員） 次に、認定第8号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第9、議案第45号「市道路線の廃止について」及び日程第10、議案第46号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

日程第9及び日程第10は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第45号「市道路線の廃止について」及び議案第46号「市道路線の認定について」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第45号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

「大佐野・脇道線（167）」外5路線は、佐野土地区画整理事業によって路線が完成したため、暫定的に供用していた6路線を廃止するものです。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第45号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号「市道路線の認定について」をご報告いたします。

それでは、議案書15ページをお開きいただきたいと思えます。整理番号1から3と、5、6の「長浦4号線」外4路線につきましては、開発等により帰属を受けた路線です。

また、整理番号4の「日焼3号線」については、太宰府西中学校の進入路として新たに新設された路線です。

整理番号7から23の「佐野土地区画整理事業16号線」外16路線については、土地区画整理法

第106条第2項に基づき、管理を引き継いだ路線です。

質疑において、太宰府西中学校への進入路となる「日焼3号線」に通学路としての安全性から、今後の歩道設置予定などについて委員から質疑がありましたが、道路構造上、車道幅員が狭くなる関係で歩道設置はできないことから、路肩の白線を引くことで対応するとの説明を受けました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第46号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第45号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「市道路線の廃止について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時36分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第46号「市道路線の認定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第46号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

日程第11 議案第47号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第47号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」につきましては、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の住居表示は、大字吉松、向佐野、大佐野の一部の地域で行われ、実施時期としては、佐野土地区画整理事業が平成18年度完了見込みとなり、区画整理事業の換地処分と同時施行が望ましいことから、平成18年10月中旬ごろを予定しているとのことであります。

委員より、現在市内でも行政区名と新町名が一致しない箇所では混乱を招いている場合があるので、なるべく一致させることはできないかとの質疑がありました。執行部から、実施基準要綱の中で町の境界は河川や道路といった恒久的な施設で定めるようになっており、必ずしも行政区境がそのような施設で定められていないため、完全に一致させるのは困難であるが、なれ親しまれた町名は極力残し、将来的にも混乱しない住居表示を実施したいとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第47号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第47号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方

は起立願います。

(全員起立)

議長 (村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第47号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

~~~~~

日程第12 議案第51号 太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について  
議長 ( 村山弘行議員 ) 日程第12、議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[ 14番 佐伯修議員 登壇 ]

14番 ( 佐伯 修議員 ) 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第51号「太宰府市地域活性化複合施設条例の一部を改正する条例について」につきまして、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から詳細に補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は、施設の使用料の一部改正と新たな料金設定を行うものであり、第6条関係の「別表」を改め、「別表1から別表3」まで詳細に定められております。

それでは、その改正部分について説明いたします。

まず、別表第1では、営利目的で使用される料金について、改正前はすべてを営利目的とみなし「100分の300」の数値を乗じると定められておりましたが、利用を計画されている方から相談もあり、すべてが営利目的とはみなせないようなこともあるため、「100分の300以内」の数値を乗じるに改正すること、それから複数日にわたって使用の場合の時間基準を新たに定めるための見直しが行われております。

別表2では、「展示・物産コーナー」について定められております。改正前では、時間単位ということで定められていたましたが、月単位の使用形態となることから、1区画、月2,000円ということで設定されており、営利目的の場合は別表1と同様「100分の300以内」の数値を乗じると定められております。

それから、別表3では、附属設備などの使用料について、条例で詳細に定めるというものです。なお、最低限必要と思われる演台、メインマイク、スピーカー、いすについては、会場使用料に含めて使用すると説明がありました。

なお、詳細については新旧対照表が配付されておりますので、参考にしてください。

質疑において、委員から、営利目的の場合で「100分の300」と定められていた部分を「100分の300以内」と改正することについて、ある程度の基準を定めなければ使用料を徴収するとき困るのではないかとの質疑がありました。執行部からは、今後明確な基準を定める考え

であるが、これから料金徴収を開始する段階で、すべてを営利目的とみなし、使用料金の3倍を徴収するのは厳しいという判断から、今のところ臨機応変に対応するとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第51号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分

~~~~~

日程第13 議案第52号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第52号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の改正は「太宰府市景観まちづくり懇話会」を設置することに伴うものであります。

この懇話会の設置の理由としては、国において今年6月に景観緑三法が制定され、景観に関

する市民の関心が高まっている中で、太宰府市の景観まちづくりに向けて、まちづくりの主体者としての市民の立場から、また土地利用、建築、景観工学、緑地、まちづくりアドバイザーなどの各分野からの専門家の見地から、景観まちづくり制度に関して幅広く意見を聞く場として設置し、10名程度で構成するとのことです。

また、景観を守っていくためには一定の基準が必要となることから、平成17年度中に予定している景観まちづくり条例の制定に向け、この懇話会の中で内容を検討していくことについても考えているとのことです。

質疑において委員から、現在「太宰府市景観形成基本計画・緑の基本計画策定委員会」が設置されているが、この「基本計画策定委員会」で条例制定のための意見を求めてもいいのではないかと、新たにこの懇話会を設置する必要があるのか、また「懇話会」を設置するにもかかわらず、この「基本計画策定委員会」を存続させる理由について質疑がありました。執行部から、「基本計画策定委員会」は基本計画を策定することを目的に設置しているものであり、「基本計画策定委員会」とは別に条例制定のために必要な意見を求めた方がいいという理解のもとに「懇話会」を設置するとのこと。

「基本計画策定委員会」では、今後基本計画の見直しがあったときなどは、「基本計画策定委員会」において審議いただく必要があるため存続させるとのこと、また「基本計画策定委員会」の委員の何名かに、引き続き「懇話会」の委員をお願いする予定であるとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分

~~~~~

日程第14 議案第53号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について  
議長(村山弘行議員) 日程第14、議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 9月6日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の総務文教常任委員会所管分については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、その都度質疑応答を行いながら慎重に審査いたしました。

それでは、その審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出審査における主なものといたしましては、2款1項7目15節工事請負費300万円は三条一丁目の市有地の崩落に伴う工事費です。

10款1項2目13節委託料は、本会議で教育部長から説明がございました中学校給食に関するアンケート調査の委託料125万円が計上されております。

10款5項3目15節工事請負費270万円は北谷区の環境整備として公民館に放送設備等を設置する費用です。

10款5項4目18節備品購入費55万円は図書購入費に充てたいとのことです。

10款5項7目13節委託料の文化財調査整理委託料1,309万円は3軒の共同住宅建設に伴う発掘費用です。

続きまして、歳入審査においては、主なものとして9款の地方特例交付金が2,890万8千円の増額となり、平成16年度分が確定し、2億7,890万8千円となっております。

10款地方交付税の普通交付税につきましても480万5千円増額され、合計31億2,980万5千円で確定したとのことです。

19款の繰越金につきましては、財源調整のために今回6,486万9千円を支出補正したことから、支出の合計は4億567万5千円となり、現在残高は78万6千円とのことです。

最後に、債務負担行為については、埋蔵文化財発掘調査委託料として、限度額が4,000万円から6,238万円に変更されております。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第53号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 9月6日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の補正予算で当委員会所管にかかわるものとして、北谷地区の治山用地購入に伴う治山施設整備、通古賀地区整備事業などに伴う道路等整備関係、高尾川の河川改修事業に伴う調査業務委託、市道関屋・向佐野線のJR鹿児島本線久郎利踏切の拡幅に伴う設計費と、平成17年度事業として実施する予定のものを一部今年度事業として実施する佐野土地区画整理事業、昨年度国からの災害復旧負担金や市債が認められなかった内山地区の河川災害復旧などが、歳入歳出においてそれぞれ追加計上されております。

特に、歳出8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の9,555万1千円増額補正の分につきましては、補足説明後の質疑において、各事業ごとに各委員から、施工の方法、場所、工期など事業内容を詳細に確認いたしました。

質疑を終わり、本議案に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第53号の建設経済常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 9月6日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第53号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、男女共同参画審議会の開催数増による報酬71万5千円、知的障害者に対するサービス利用者の増に伴う支援費721万5千円、児童手当の対象が就学前から小学校3年生までになったことに伴う拡大分1億1,322万円、10月1日から開始される筑紫地区小児救急医療支援事業に対する筑紫医師会への補助金296万1千円などが増額補

正されており、歳入については、主にそれに伴う補正となっております。

その中で質疑が最も集中したのは、筑紫地区小児救急医療支援事業についてであり、執行部に詳細な説明を求めました。執行部から、今までの小児救急医療については、救急指定診療施設において内科医、外科医で対応していましたが、10月1日からは福岡大学筑紫病院、福岡徳洲会病院、筑紫医師会加入の小児科医の協力により、24時間体制で専門医による診療が可能になるとの説明がありました。

具体的には、この救急診療体制は、時間外に受診する件数が集中する午後7時半から午後11時までの時間帯を充実させるもので、春日市、大野城市、那珂川町の小児科医は福岡徳洲会病院に、筑紫野市、太宰府市の小児科医は福岡大学筑紫病院に輪番で出向し、それ以外の時間帯については福岡大学筑紫病院及び福岡徳洲会病院の当直の小児科医が対応するというものです。

また、これにあわせて、現在筑紫医師会に委託している平日夜間の診療を廃止することとしているが、市民への周知期間も必要であることから、廃止の時期については筑紫医師会と協議の上、決定するとの説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第53号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで報告、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。報告のとおり議案第53号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時02分

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第16、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 9月6日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、老人保健特別会計については、今まで県からの老人医療費適正化推進費補助金をこの特別会計で直接受け入れていましたが、県の指導により受け入れ状況を明確にするため、一般会計で受け入れた後、特別会計に繰り入れることにしたことからの財源更正と、平成15年度の社会保険診療報酬支払基金に対する審査支払手数料が確定したことによる精算返還金が発生したことに伴う補正です。

次の介護保険事業特別会計についてですが、これも主に平成15年度事業決算による精算返還金に伴う補正になっております。

それぞれの議案に対する質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第54号、議案第55号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第54号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第55号「平成16年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時06分

~~~~~

日程第17 議案第56号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第56号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」につきまして、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、資本金収入及び支出についてそれぞれ増額するものであり、収入においては、散策路整備事業に伴う一般会計からの負担金として配水管布設替工事負担金700万円と配水管布設替工事設計負担金200万円、支出においては、収入において説明しました散策路整備事業に伴う配水管布設替工事費700万円と設計委託料200万円、それから福岡県が施工する御笠

川の落合橋かけかえに伴う配水管、導水管仮設工事の工事請負費1,438万3千円です。

質疑において、予算書1ページの第2条にあります過年度分損益勘定留保資金の変更内容について質疑がありました。執行部から、今回の補正における建設改良費の支出総額が2,338万3千円増額であり、一般会計からの負担金900万円の収入を差し引いて、不足する1,438万3千円を過年度分損益勘定留保資金にて補てんするとの説明がありました。

質疑を終わり、本議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第56号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時10分

議長（村山弘行議員） ここで11時25分まで休憩いたしますが、市長はここで所用のため退席しますので、これを認めます。

休憩に入ります。

休憩 午前11時10分

~~~~~

再開 午前11時25分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第18 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第18、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 本年の3月定例会において当委員会に審査付託され、6月の定例会でも継続審査となっております請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

この請願については、今現在執行部において中学校給食導入についてのアンケート実施に向け調整中であること、また中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で引き続き調査中であることから、継続審査が必要との意見が出されました。

本請願を継続審査することについて採決した結果、請願第4号については、委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ただいま委員長の方から継続審査ということでご報告がありました。賛成の立場で討論しますが、要望といたしまして、我々はさきの地方統一選におきましても大多数の方から、一日も早い中学校の給食を実現してほしい旨の話を聞いております。私もこの問題に対しては、一日も早く実施するように努力をしてみたいという回答をしてみたいました。

今、特別委員会も鋭意調査をされているところではありますが、執行部におかれましても、一日も早い中学校完全給食を実施されるよう、教育の中でも今特に食育ということが強く叫ばれている時代でもありますので、一日も早い中学校給食の実施をしていただきますよう要望いたします、賛成討論とかえさせていただきます。

以上。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

もう一度採決を行います。

委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時29分

~~~~~

日程第19 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

議長(村山弘行議員) 日程第19、請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

14番(佐伯 修議員) 今年の3月定例会において建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっております請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

審査に当たりましては、まず委員から請願要旨の2、「メーター使用料を廃止すること」について、近隣自治体でメーター使用料を徴収していないという状況を執行部に説明を求めたいという意見があり、説明を求めました。今年の3月定例会でも回答されておりましたが、福岡県下67団体のうち51団体がメーター使用料を徴収しており、太宰府市では月額60円であるが、徴収している51団体のうち三十数団体については60円以上の料金を徴収しているとのことでした。

また、請願理由の10行目から11行目に、「水道・下水道会計は毎年黒字が続いており、積立金などもあり、財源もあります。したがって、料金の引き下げは可能だと思います」ということについて、現在の運営状況の説明を求めたいとの意見が出されたため、6月の委員会審査においても説明を受けておりましたが、さらに詳細な説明を求める必要があるとの判断から、再度説明を求めました。執行部からの説明としては、予算第3条の収益的収支の損益収支で毎年純利益を生じたような決算であるが、平成16年度は1億4,700万円程度の赤字予算である。また、平成17年度に供給が始まる海水淡水化施設からの受水費が増額することなどから、平成18年度までの2年間についても財政収支予測でそれぞれ1億6,000万円程度の赤字予算となるが、太宰府市の現在の高い料金水準から早急に料金の引き上げができないため、その赤字調整を現在5億円ほどある繰越利益剰余金で補てんしていくとのことでした。この補てんできる期

間は、現行の料金を据え置きすることに努力していきたいという考えであるが、財政収支予測ではあと二、三年であり、料金改定について慎重に見直し時期を決定したいとのことでした。

それから、過年度分損益留保資金が十数億円残っているとのことについては、これは施設などの減価償却費や資産減耗費で、将来浄水場の改良や配水管の布設替え等のために残さなければならない費用として、また企業債の償還に充てる財源として必要であるということでした。なお、この過年度分損益留保資金は、水道・下水道料金の損益収支に補てんできないようになっているとのことでした。

以上のような説明から、料金を引き下げるより、引き上げたいのではないかと委員からの意見がありましたが、料金を引き下げたいという気持ちは上下水道部の職員一丸とした願いであるが、この厳しい運営状況の中で料金を引き下げることについては、今のところ考えられない状況であるとのことでした。

質疑を終わり、討論では、市民、職員、議員も含め、料金の引き下げを実施していただきたいという圧倒的な思いがあると思うが、これまでの説明から、上下水道の運営が今後非常に厳しくなるという状況にあり、今後の財政的なことを考えると、今回の請願を採択とすることはできないとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、請願第5号につきましては、採択することに賛成する委員がいなかったため、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員会で、今報告を聞きましたが、メーター使用料は67の自治体のうち51自治体が取っていると、60円以上も取っていると、メーター使用料の廃止はしない。それから、現在この予算3条で毎年利益が出ているが、1億4,700万円のそういう赤字の問題がある。それから、海水の淡水化施設からの受水費等で、今後2年間についてもそれぞれ1億6,000万円必要だと。ただし、5億円の黒字をそういう繰越金なんかで充てたいと。水道、下水道の現在の黒字を料金の引き下げには充てられないと。こういう委員長報告が今ありましたが、私が再三言ってるのは、委員会で家庭用、それから事業用も同一料金になってるところを再三にわたって私質問してるわけですね。家庭用は経費に入らない、水道の事業用は経費に入る問題で、再三家庭用と事業用と料金の区分をしなさいと。太宰府市は家庭用も事業用も高いから、下水道料金も関連して引き上がってくる、この問題については審議されなかったんですか、こういうこの請願の中で。一番大きな問題はそこなんですよね。この辺はどうですか。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） そのことについては、委員からの質問、審議はなされておられません。
議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 本来委員長として、こういう議会で一般質問もあってるし、それから今見ますと、急遽そういう状況になりましたが、まず下水道で15億9,382万7千円の黒字ですね。それから、これ今年の予算ですが、それから水道では11億6,790万3千円の黒字が計上されてるわけですね。こういう黒字続きがずっと出てきて、県下の中でも高い上位に入ってるわけですが、私が質問して決算関係の中にある状況の中で、今度も質問しましたが、高いと言いながら減価償却率を引くと、執行部も認めてるようにt当たり160円ですよ。それが273円で市民に売られてる問題があってですね、こういう内容を一般質問もしたり、再三論議してるわけですが、そういう内容についても論議はされなかったんですか。委員長の方から提起もされなかったんですか。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） そのことについても審議はあっておりません。

（19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） この水道・下水道料金の引き下げを求める請願は採択すべきではありません。

決算、それから当初予算を見ても、この水道・下水道料金については黒字であります。それから、先ほども平成15年度の決算で、水道・下水道の決算報告をいたしました。太宰府市の水道の決算は大変優良な企業であります、事業会計としては。特にそういう状況の中で、私は再三にわたってこの水道・下水道料金の引き下げを要求してきたわけですが、特に問題点は、先ほども委員長に質問しましたが、家庭用も事業用も同一料金。一方、事業用は経費に算入できませんが、家庭用で一番高いのは単身者や高齢者世帯の家族数の少ない家庭ほどが高い料金になってる実態もありますし、使わなくても大変高い基本料金を払う状況であります。こういう状況の中で、私はこういう家庭用、事業用を見直すこと。それから、メーター使用料についても本来は廃止すべきであります。メーター使用料を取る必要はないと思っておりますし、そのために水道料金を徴収してるわけですから。

この請願書の中にあるように、私は水道・下水道料金の引き下げを行い、そして早急に審議会を開いて、市民の負担を少しでも軽くするように要求をして、この委員会では不採択とされたということですが、私はこの水道・下水道料金の引き下げを求める請願は採択することに賛成の立場で討論を終わります。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本請願について採決をいたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第5号は不採択されました。

不採択 賛成2名、反対17名 午前11時42分

~~~~~

日程第20 請願第9号 太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第20、請願第9号「太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 9月6日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました請願第9号「太宰府市は、坪30万円で取得した公有地を業者に、坪16万円で払い下げを行い7階建高層マンション建設を計画中であり、私たち住民の居住権保障のため払い下げ中止を求める請願」につきましては、9月9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査の上、審査いたしましたので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

9月6日に紹介議員から補足説明を受けておりますが、今回の請願理由を要約すると、2、理由の第1から第7までは生活権侵害の問題、そして第8には随意契約にて土地を処分したという契約方法の問題及び取得価格の半額以下にて処分したという財政的な問題が主な請願理由と思われまます。

審査に当たりましては、まず請願文書を事務局に朗読させ、執行部に取得時と処分時の土地売買契約書の写し、それから不動産鑑定書の写しを資料として提出いただき、この土地の取得から処分までの経緯について説明を求めました。

その内容は、平成5年から実施している地区道路整備事業の代替地として、平成6年3月24日に924㎡を9,794万4,000円、1坪当たり約35万円の不動産鑑定評価額にて取得していた

が、この事業も平成17年度完成の目途がつき、またこの土地を代替地としての希望者もなく、そのままの状態となっていたことから今回処分を行ったとのこと。

処分の理由としては、現在の不動産取引における買い手市場の中で、924㎡と広く、不整形地であり、また地下が下落しているにもかかわらず、約1年前の平成15年10月の不動産鑑定評価額、1坪当たり約16万円で売却が見込めたこと、また事業の完了に合わせ早期精算にて財源を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第5項により、有利な価格で契約を締結する見込みであったため随意契約にて処分を行ったとの説明を受けました。

審査においては、随意契約の契約問題や適正な価格での取引であるか、またこの土地の処分を決めた時期と詳細な理由、防災公園や児童公園の設置の考え、マンション建設に伴う生活環境について各委員から質疑、意見が出されました。

まず、随意契約の問題ですが、地方自治法施行令第167の2第5項の時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるときの判断、一般競争入札ができなかった理由についてさらに詳細な説明を求めたところ、著しく有利な価格の判断としては、時価または正当な基準価格に比べて高い価格で契約を締結することができるということであり、福岡県不動産鑑定協会で編集された資料に基づくと、住宅地では地価が平成16年度で前年比マイナス8ポイント、ここ3年間では23ポイント相当が下落しており、今後も一層の下落が見込まれることから、昨年の不動産鑑定評価額にて契約できることが著しく有利な価格で契約が締結できると判断し、一般競争入札ではなく随意契約にて契約を締結したとのこと、またこの土地の処分を決めた時期と詳細な理由については、議会の予算・決算特別委員会でも意見もあり、現在の財政状況の中で、昨年ぐらいから不用地を早期処分し、事業費の回収、精算を行うよう方針を固めたとのこと。

防災公園設立に対する執行部の考えは、この地域は大雨時に雨水があふれ、大変水はけの悪いところだということは十分理解しており、抜本的な対策が必要なことから、福岡県で現在計画されている県道観世音寺・二日市線の改良の際、水路断面を拡幅し、また今後全体的な雨水の流れについても調査を行っていくとのこと。なお、当該用地については防災公園を希望される意味はよく理解できるので、暫定的にでも水害対策を行っていきたいと考えているとのこと。

それから、児童公園については250m程度に1か所と基準が示されており、当該用地の50mから100m以内に2か所あるとのことでした。

マンション建設に伴う生活環境については、委員からの意見として、マンション建設は都市計画法、建築基準法の守られる範囲で建設できるものである。請願理由を考えると、まず理由第1の日照被害については、日陰図、日照図というものを記録して、この用途地域がどのくらい日が当たるのかを確認し建築確認申請を行っている。第2の交通障害については、マンション建築業者との話し合いの中の問題ではないだろうか。第5のマンション建設に伴う騒音、振動については、確かに工事中はコンクリートの流し込みやダンプカーの進入で騒音はす

と思うが、昔のように現場でくいを打ち込むような工事でもないため、工事が終わってしまえば問題ないのではないかという意見がありました。

以上が審査における主な質疑、意見でした。

討論においては、3名の委員から請願を採択することに反対の討論がありました。3名の委員の反対討論の内容として、まず8月18日に契約が締結されていること。不整形であり、南側の土地から約2m低い土地でありながら坪16万円という鑑定評価が算定されており、またその鑑定価格にて処分できるという有利な条件での売買であったこと。また、建築基準法や都市計画法に基づき、工事にかかわる業者の方に指導をしていただければ、ある程度問題は解決できるのではないかということ。

次に、市にも土地を売った責任も発生するわけであり、住民の方々が持っている不安を取り除いていただくような説明と、業者にも例えば隣接部分の階数を下げるなどで誠意を見せていただけるよう、住民の方々と協議していただくよう指導してもらいたいという要旨を含めた意見。

次に、一般競争入札をすべきではなかったのかという思いはあるが、契約を既に締結しているためやむを得ないという意見でした。

討論を終わり、採決の結果、請願第9号につきましては、採択することに賛成する委員がいなかったため、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この請願の坪30万円というのは、その後明らかになったのは約35万円ということですが、まず委員会としてですね、こういうこの一番大きな問題は、普通の請願とはちょっと違うんですよ、今回の場合はね、公有地の払い下げをしてるわけですから。そこで、関係住民がその公有地を払い下げられたために、日照や防災公園やそのいろんな問題が出てきて審議をしてほしいということになってるわけですが、委員会審議に当たって先ほど委員長報告がありましたように、平成6年に取得したという当時の土地の鑑定書は幾らで購入したのか。そして、その当時売買をしたというあの土地の所有者から土地を取得した経過の契約書、それから今回売買した契約書なんかが私のここにあるわけですね。だから、そういうものを全体に委員に執行部から配付させて、そしてやっぱり論議をすべきではなかったのかということですが、こういう今の状況の中で、もう契約をしてる、後はマンション業者と話し合いなさいと、防災対策は認めるが、まあ調査をして検討をしようとか、こういう今委員長報告がありましたが、なぜこの鑑定書だとか、平成6年の鑑定書、平成15年、1年前の鑑定書に基づいて売買がされたのかどうか。

それから、隣接の土地の売買ははっきり言って坪18万円。取得者が文化財の調査をする、登記費用をするという形で、その隣の土地は坪18万円で売買されてる。その隣接地の公有地が早う言えば、そこが市が払い下げられてマンションが建つという問題と、いろんな部分でこういう経過を含めて、しかも40%、取得価格の40%で払い下げられた。

なぜ、現地調査もしていただけてますが、宅地化しなかったのか。造成をして、もうその取得した時点で宅地化されてるのに、何で10年も放置してきたのか。

こういうものが委員会で審議がされず、請願を事務局に朗読をさせたということですが、そういう状況の中で請願で一番大きな問題としては、関係者の意見を聞いていただきたいと、じゃあ休憩してでも協議会開いてでも、傍聴者来ておりました切実な願いを持っておりましたが、なぜ協議会を開いてでも傍聴者の、また関係者の意見を聞いて審議をしなかったのか、この辺も含めて報告をまず第一にしてください。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいま武藤議員からの質問ですが、先ほども説明しましたように、審議において執行部に取得時のと処分時の土地売買契約書の写しと、それから不動産鑑定書の写しは資料として提出させております。

それと、隣の土地の金額についての審議はありませんでした。

それから、なぜその土地を宅地化しなかったかということについても審議はあっておりません。

それと、最後の関係者の意見を聞いてほしいということでしたけど、そのことについては、請願は請願者の願意を請願文書によって示されるものであり、また紹介議員の説明が十分であったと判断したため、請願者の意見は伺わないということにいたしました。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、ここにおられる議員というのは、当然市民の財産、それから税金だとかいろんな部分を監督する責任があるわけですね。行政が行うことに対して厳しく監督する権限が議員に与えられてるわけですが、当然ある一定公募や入札に付したが、どうしてもいなかったので随契にしたという経過の責任を追及する権限はここにあるわけですが、直接行政が私ども議会にも関係者にもわからないで随契にすると。その理由として、委員会で委員長から執行部に説明を求めたら先ほどの経過報告がありましたが、本来入札にして、入札に付したがいなかったので随契したと、行政側の言うのを認めたら私はだめだと思うんですね。その辺は地方自治法でいう、基本は入札、それを一方的に行政が随契にしたことについて批判をしなかったのかどうか。

それから、払い下げを行うときにはどこでもそうなんです、関係者ですね、その被害を受ける人、利害関係者もおります。そういう払い下げを受けるときには必ず同意が必要なんです、何でもそうですね、土地の払い下げを受けると同意、これが関係者にも示されずに行政が同

意書をだれがどういうふうな形で提出をして払い下げをされたのかという、そういう審議はされなかったんですか。もうだれでもかれでも処分していいということにはならないと思うんですが、そういう区の同意が必要なのか、そういう隣接者の同意が必要なのか、そういう同意がない限りは、はっきり言って払い下げできないわけですが、こういう問題が一番基本になりますが、その問題は論議されなかったんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） まず1点目の批判ですが、随意契約の批判ですが、先ほども説明いたしましたように、住宅地では地価が要するに平成16年度でマイナス8ポイント、ここ3年で23ポイント地下下落が起きている中での随意契約ということでありまして、委員の方から追及質疑は余りありませんでした。

それと、払い下げの同意についてでございますが、行政としてもやっぱり公の土地ですので、近隣の方々と話し合いも何度もしているということでしたので、そういう行政執行部の意見でございました。

（19番武藤哲志議員「再々質問の許可をお願いします」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 3度目ね。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議会の質問については特別に3回までしかできませんが、今委員長、大変委員会では努力されたことはわかりますが、本当に払い下げの同意だとか契約書とか鑑定とかというのは、やはり真剣に。今説明を受けたことについては執行部とのちょっとギャップがあるように感じますがね。今は全部執行部の説明に基づいて委員長報告をなされたということで受けとめていいでしょうか。早く言えば同意について説明をしたと今委員長はされたんですが、一番大事な問題なんですね。払い下げに対して、早く言えば再三、事業者が区が説明したかよくわかりません。委員長の方の今の答弁はその問題になってきますが。だから、随契とすることと払い下げについて、行政は説明をだれかがしたんだからというふうに受けとめたんですが、そこだけもう一遍、再三質問で申しわけございませんが、整理をして報告してください。これ一番大きな問題になりますから。

議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 要するに、付近、近隣の方々の同意というか説明と思いますが、その件に関しては執行部が何度も行って説明をしているということでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 本請願に対し賛成の立場から討論いたします。

本請願の理由第8に「市の土地売買の乱用」との記載があります。今回の市有地の払い下げに関しましては、私も一般質問にも取り上げましたが、市から納得ある回答は得られませんでした。

平成6年、坪35万円で取得した土地が、今回平成16年8月の払い下げでは取得価格の半額以下の坪16万円と、結果として市の損失は総額5,317万612円となっています。土地の価格は、その時々を経済状況に大きく左右され変動するものであるとはいえ、当該土地の価格設定の基準また取得処分の経緯について市民へも明確な市の説明はなされませんでした。中でも土地の売買価格設定に至っては、その基準となる不動産鑑定価格は実際払い下げがなされた今年度のもではなく、平成15年度の鑑定価格であったこと。さらに、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」との地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を行ったという市側の説明は納得いくものではありません。著しく有利とは、明らかにはっきりと目立っているということであり、坪16万円という価格は売買価格などの基準となる不動産鑑定価格と同額であり、いわゆる適正価格の範囲でしかなく、著しく有利な取引として随意契約を行うだけの根拠として法を解釈、運用していくには明らかな欠陥があると考えます。

請願そのものは、執行権に対する法的な拘束力は有しませんが、本請願で指摘された市有地の取得、処分の一連の行政行為に対して十分な説明がなされないままマンションの建設が進むことは、住民感情として到底納得できるものではないと思慮をします。

本請願は、市への行政行為に対する市民の利益の侵害に対する不服として、また救済の手段として、市は重く受けとめるべきとの指摘をし、請願の趣旨を酌み取り、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 私も本請願につきまして賛成の立場から討論させていただきます。

この請願は大きく2つの内容がありまして、1つ目の住民の居住環境について一般質問での執行部の回答は、建築基準法に準じ居住環境改善のために努力するというものでありました。しかしながら、計画に反対されている住民は、該当地域の成人だけを対象に署名活動を行われ、771名という成人人口に対し370名以上の反対の署名を集められました。いかに法律にのっとりたものであっても、業者へ販売を行う前に、なぜ計画について住民の声をもっと真摯に受けとめようとしなかったのかということについては、行政の姿勢に対して疑問を感じます。

さらに、2つ目の土地の売買契約について、所管の建設経済委員会の審査後行われた武藤議員、片井議員、山路議員の一般質問における執行部の回答には大きな疑問が残ります。

まず、土地の形状及びその面積を理由に、宅地化して販売する努力を怠りながら、売れないと憶測していたこと。また、1億円近い値段で取得した市の財産を用途変更もせず、土地の鑑定額が年々下がっていることを理由に、その土地の田としての不動産鑑定価格及び近隣の宅地の不動産鑑定価格をもとに推定し、今回の条件が有利であると独自で判断し、地方自治法をも

とに随意契約したという説明は、市民の財産を預かる行政として怠慢であると言えます。

なぜなら、近隣の土地の不動産鑑定価格であっても、道路に面しているかなどの微妙な立地条件によって鑑定額が変わってくるのは自明の理であり、また積極的に販売する努力をすることで販売価格が上がる可能性もあります。今となっては、問題の土地の宅地としての販売価格が本当に妥当な額であったのか確認することが非常に困難になっています。

その上、9月18日に開かれた業者側の説明会において、業者側は随意契約に至るまでの経過について次のように説明しています。「市に対して初めて土地の売買を申し込みに行った際、業者があわせて購入しようとしている個人の私有地の契約を先に済ませることを条件に行政側はすぐに了承しました」というものです。この業者の説明は具体的な話に及んでおり、信憑性が高いものと思われます。そうすると、なぜそのような条件を出す必要があったのか、また随意契約を決めるまでの検討を行う時間は必要なかったのかなどの疑問が残ります。

以上のようなことから、私は契約締結までの経過に関する行政側の説明と実際の経過に違いがなかったのかなどの疑問を払拭できずにいます。私が感じたのと同様に、この一連の不透明さが市民の反発により一層拍車をかけたことは言うまでもありません。

さらに、9,794万4,000円という価格は市の土地台帳に記載された正規の財産額です。8月18日に4,477万3,388円で売買契約を締結したということは、市に対して5,317万612円もの損失を与えたこととなります。地方自治法に定められていないとしても、それを議会に対して報告されなかったということは、議会と行政の信頼関係にも大きな溝を生む結果にもなりかねません。

以上の理由から、特に今回の土地売買に関する市の姿勢に対して、請願の趣旨に賛同するという事を申し上げ、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 片井、渡邊両議員から今討論がありまして、この請願を採択すべきだという、また内容も大変大きな問題であります。太宰府市始まって以来です。

私は、この関係住民が払い下げの同意をしていない、執行部がどのように説明したか知りませんが、私もぜひ払い下げをしないでいただきたい、契約をしないでいただきたいという申し出に立ち会わせていただきました。その後、8月18日に契約をしたということです。その間、払い下げに対する関係者は一切同意をしていません。ただ話を聞いた、陳情が出てきた、こういう状況で説明をしたというのは理由になりませんし、あくまでも公有財産として公募をする、入札をする、その上で応募者がいない場合、入札者がいない場合には、やはり随契にすべきであって、法律上、地方自治法の全く手続ミスでありまして、この用地売買契約については白紙に戻していただきたい。この請願の趣旨をぜひご理解いただいて、ぜひ請願の趣旨を採択いただくように討論といたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は、払い下げ中止を求める請願第9号について反対討論をいたします。

本市の財政は一般的に言って厳しい状況にあります。行政といたしましては財政健全化に向けて種々検討されたことと思います。したがって、今回払い下げ中止が求められている土地につきましては、地区道路整備事業を推進するため移転される方々の代替地として取得されたもので、この事業が収束のめどがついたので払い下げが行われたものであります。

まず、この土地を防災公園にとの要望がありますが、先ほど委員長報告にもありますように、今後防災対策といたしましては、調査をし、環境整備が行われるものと思います。したがって、この行政区には他の地区と同じように既に300坪からの平野公園がありますし、また公民館をはじめ必要な施設もそろっておりであります。

以上の観点から払い下げになったと思います。

次に、土地価格のことではありますが、朱雀六丁目13番16が標準地となっておりますので参考までに見てみますと、前年に比し、平成14年度が4.5%、平成15年が5.3%、平成16年が6.3%と、いずれも毎年毎年土地評価は下がっております。行政は、常に土地の売買については不動産鑑定により取得したり、払い下げが行われておりますので、今回の価格が著しく不公平な価格とは思われません。今回の処置は前年度の鑑定評価により払い下げており、かえって正しい判断だと思っております。

また、経済政策の一環として、その一つに人口増が上げられます。今回の払い下げによりマンションが計画されておりますが、本市もこのマンションが建つことにより人口増による固定資産税、市民税等の収入があり、また購買力も増え、本市の財政を潤すものと思われれます。以上の観点から、払い下げ中止を求める請願には賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第9号に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本請願について採決をいたします。

請願第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第9号は不採択されました。

不採択 賛成4名、反対15名 午後0時15分

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 請願第10号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第10号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

委員から、「国では三位一体の改革を進めており、大変な財政の中、国も地方も痛み分けを分かち合いながら、地方の創意工夫によって乗り切ることが必要とのことで、採択には賛成できない」との意見もありました。

また、紹介議員である渡邊委員から、「本来、教育水準の全国標準化は国が保障すべきもので、政府が進めている三位一体の改革の中で義務教育費国庫負担制度を廃止すべきでない」との意見もありました。

討論では、「教育は国の柱というのは重々わかっているが、地方で教育を直接的に行っているチャンスと思っている。まず、こういう苦しい中で創意工夫をしていくことが大事である。との理由で採択には反対である」との反対討論がありました。

これに対して、「教育は国を支える大きな柱である。また、国の三位一体改革による財源移譲では地方財政を維持していくのは困難で、自治体教育の格差がますます広がっていくので、この請願の趣旨に賛成である」と賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第10号は大多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 本請願の紹介議員の一人として賛成の立場から討論をいたします。

義務教育費国庫負担制度については、地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮小、国から地方への財源移譲の三位一体の改革の中で論議され、既に改悪に次ぐ改悪が行われてきました。昨年の12月には、総務、財務、文部科学の3大臣の間で2006年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行うことなどもあわせて合意されており、今後制度廃止・縮小、一般財源化の動きが一層加速することは間違いありません。

しかし、請願にもありましたように、義務教育費国庫負担制度は、財政力のない市町村に住んでいても全国と同じ条件で教育が受けられるように、教職員の給与など義務教育にかかわる費用を国と県とが半分ずつ負担をするということにしたものです。憲法に明記された、国民が義務教育を受ける権利を国が保障するための根幹をなす制度にほかならず、それを投げ捨ててしまうことは到底認められません。

今求められているのは、国庫負担金制度を堅持、充実し、国の責任で少人数学級など行き届いた教育を実現することです。すべての子どもたちが等しく公教育を受ける権利を保障されなければなりません。よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願につきましては、ぜひ採択をくださいますようお願いをいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 三位一体の改革の中で、一連のこの意見書が今から出てくるわけですが、私どもとして、党としても、この三位一体改革については一応前向きな形ではあるんですが、この義務教育費の問題に関しましては、党内ではなかなかまだ賛否の結論があってまとまっていないような状況でございます。よって、私と福廣議員の判断で、今回のこの義務教育費の国庫負担の補助金につきましては、過去賛成してきた経緯がありますので、賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第10号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第10号は採択することに決定しました。

採択 賛成15名、反対4名 午後1時06分

~~~~~

日程第22 意見書第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第22、意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 9月6日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」については、9月8日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査しましたので、その内容と結果を報告いたします。

意見書第5号については、本会議2日目に提出者の力丸義行議員より趣旨説明を受けておりましたことから、委員からの本件に対する意見、討論もなく、採決の結果、意見書第5号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時08分

~~~~~

日程第23 意見書第6号 義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第23、意見書第6号「義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 意見書第6号「義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書」を提案いたします。

提出者は、私小柳道枝、賛成者は、武藤哲志議員、渡邊美穂議員、橋本健議員、片井智鶴枝議員です。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、教育基本法の理念に基づいた制度であり、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ること」を目的としています。そのため、この制度は財政面から義務教育を支え、今日まで多大な役割を果たしてきていると言えます。

しかしながら、政府は財政再建を理由に1985年度以降、義務教育費国庫負担金の見直しを進め、旅費、教材費、恩給費、共済費などが、また2004年度予算では、退職手当と児童手当が次々と国庫負担制度から適用除外とされ、一般財源化が図られてきました。これにより、ただでさえ厳しい地方財政は一層厳しさを増し、各市町村間では財政措置の格差が生じることとなりました。

現在、小泉内閣はいわゆる「三位一体の改革」に係って、国庫負担・補助金の3兆円の削減を含む「改革の全体像」について今秋にも明らかにするとしています。そして、その中で義務教育費国庫負担金の廃止・縮減が打ち出される状況にあります。さらに、縮減となった場合でも、中学校教職員、学校事務職員、加配教員などの給与費を国庫負担制度から適用除外し、一般財源化するという考え方が俎上に上げられることは确实だと言われています。

もし、このことが実施されるならば、学校内の協力体制を損ない、学校運営にも大きな影響を与えるだけでなく、地方財政が受ける影響は極めて大きく、地方自治体の財政力により教育水準に格差が生じるなど、教育の機会均等を損なうことにもつながりかねません。

したがって、政府は国の責務である教育水準の最低保障を守り、地方に財政負担の転嫁をしないこと。全国的な教育水準を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持することを強く要求します。

なお、送付先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上、皆様方のご賛同を求めまして、説明を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成13名、反対6名 午後1時13分

~~~~~

日程第24 意見書第7号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める
意見書

議長（村山弘行議員） 日程第24、意見書第7号「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） 意見書第7号、地方六団体は8月24日に小泉総理大臣に対し、国庫補助負担金等に関する改革案を提出し、また同日開催されました経済財政諮問会議に対しましても、同改革案の実現について強く要請しております。したがって、本市議会におきましても、地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書を提案いたします。

趣旨説明につきましては、この意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

提出者は、不老光幸でございます。賛成者は、岡部茂夫議員、大田勝義議員、中林宗樹議員、佐伯修議員、安部陽議員、安部啓治議員、小柳道枝議員、門田直樹議員、後藤邦晴議員、田川武茂議員、力丸義行議員、橋本健議員でございます。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書。

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地

方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記。1、国と地方の協議機関の設置。地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2、税源移譲との一体的実施。今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3、確実な税源移譲。今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4、地方交付税による確実な財政措置。税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い、財政措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5、施設整備事業に対する財政措置。廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。

6、負担転嫁の排除。税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7、新たな類似補助金の創設禁止。国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8、地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映。地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、金融・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、経済財政諮問会議議員4名の方です。

以上でございます。このような内容で提案いたしますので、議員皆様方のご理解とご賛同よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この意見書に対して、提出者にお聞きしますが、全国の町村、市は別として、全国町村議長会は、この意見書を上げないという緊急通達が出されたというのをご存じでしょうか。

それから、今提案されました経済財政諮問会議のこの4名の方々が、一番大きな問題として、国の財政も厳しいから義務的経費と自主的経費と分けて、義務的経費は国庫補助の部分に対象とするが、自主的経費、もう独自で自治体でやってるものについてはもう補助金の交付をしないということで改革案を提案されてきてですね、全国、東京都知事をはじめ13の知事がこの改革案に対して反対を表明をされてるわけですが、そのこともご存じでしょうか。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 一番最初のご質問ちょっと聞き取れなかったんです。申しわけないです。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 全国の、この六団体と今提案されましたね。六団体の中で、町村、町と村の議会は全国この意見書を上げないという緊急通達が出されたということをご存じですかということでした。

7番（不老光幸議員） いや、知りません。

議長（村山弘行議員） いま一つ質問したのを……。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） それからもう一つは、経済財政諮問会議の中で、それも知りません。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり提出をする場合にはですね、いろんな部分を報道もされておって、やはり議員から質問されれば、知らないと言えばもうそれで終わりになるようなことのないように、提出者としてはぜひひとつ今後、提案をする以上は、やはり何聞かれても答えられるようにしてください。

以上です。

7番（不老光幸議員） 今後注意します。

議長（村山弘行議員） これで、質疑を終わります。

本案に対しては、11番山路一恵議員外3人から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。

ここで訂正でございますが、この修正案の中に「意見書第6号」と記載されておりますが、これは「意見書第7号」の間違いでありますので、修正方をお願いをいたします。これを本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

11番山路一恵議員。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） お手元にお配りをしていただいております文書をご覧ください。修正を求める項目2点ございます。

まず、1点目は、表題の修正です。修正案は「地方分権推進のための地方財源確保に関する意見書」とすること。

そして、2点目に、前文の下から3段目「よって」以下を次のように修正をするということです。内容については、お手元の文書をご覧ください。

修正は、以上2点です。

なお、「記」より下の8項目については原文賛成です。

修正の理由といたしましては、地方六団体がまとめた「国庫補助負担金改革案」の中に、福祉・教育等国庫補助事業として堅持するべき事業が含まれており、国の地方財政削減が昨年と今年に続いて今後一層強まることが懸念されることから、このことを容認しないためにも、改革案という部分を外すべきであるというのが修正の理由です。

以上で修正案の説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この地方分権の国庫補助負担金改革案の中で、先ほど提出者が説明しました1項目から8項目については、私どもは賛成であります。大変、地方自治体にとってこういう重要なものについては、ぜひ三位一体と言いながら、私どもの地方自治体に対する負担の押しつけ、そして義務的経費については国としては見るが、自主的経費は見ない、こういう形で取り組まれておれば、3億円近くもまた平成17年度の補助金のカットがされるということは大変地方自治体にとって大きな問題であります。ところが、この改革案というのは、ある一定国も大変だから地方自治体もある一定我慢しましょう、教育については国が補助金をカットすることについても従いましょうということでやられておまして、また福祉の問題についても少子・高齢化の問題については、民間の私立の保育所の補助金も早く言えば、はっきり言って補助金、負担金の改革、一般財源化にしてしまうというか、交付税の中に入れられてしまうとか、もう様々な形で改革が通っております。そのために、改革ではなく、私ども意見書にさせていただきたい、こういう状況で教育や福祉をやはり今までどおりやるべきだという立場で修正案を出しました。なお、原案の8項目については、提出者、賛成者は賛成という形です。

以上です。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、本案に対する山路一恵議員外3人から提出されました修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（村山弘行議員） 起立少数です。

修正案は否決されました。

修正案否決 賛成4名、反対15名 午後1時30分

議長（村山弘行議員） 次に、原案について採決します。

原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（村山弘行議員） 起立多数です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成15名、反対4名 午後1時30分

~~~~~

日程第25 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が

生じましたので、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

議長(村山弘行議員) 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成16年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時32分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年11月25日

太宰府市議会議長 村 山 弘 行

会議録署名議員 後 藤 邦 晴

会議録署名議員 橋 本 健